

お客さま各位

水戸証券株式会社

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は水戸証券に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、金融機関等は、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策（以下、マネロン対策）に取り組んでいます。

犯罪で得られた資金が、金融機関等を通じてマネー・ローンダリングされると将来の犯罪活動の資金源となります。犯罪組織への資金の流れを止めることでさらなる犯罪を未然に防ぎ、ひいては皆様の安全・安心な生活を守るため、以下のお取引をご理解願います。

○仮名・借名取引について

「仮名取引」とは、架空の名義あるいは他人の名義を使用して行うことをいいます。また、他人の名義を借りたものは、特に「借名取引」をいいます。

仮名・借名取引は脱税やマネー・ローンダリングの温床となる可能性があるほか、相場操縦などの不公正取引に利用される可能性があります。そのため、証券会社は、本人以外の名義を使用している注文を受託してはならないことが法令諸規則によって定められています。

売買する銘柄や、値段、数量をご家族（夫婦や親子等）で相談してお取引を行うことがあると思いますが、妻の資金を夫の口座に入金し、妻の判断で夫の口座で株式を買付けするなどは、仮名・借名取引と判断されます。

○仮名・借名取引の疑いが生じた場合

当社では、仮名・借名取引防止のため、お客さまのお取引内容について、ご本人さまによるものであるかどうかを確認させていただく場合があります。

確認の結果、ご本人さまによるお取引でない可能性がある」と当社が判断した場合（犯罪収益移転防止法における「ハイリスク取引」の疑いが生じた場合等）においては、入出金を含む取引の停止や口座解約等の措置を執る場合がございます。

○ご本人様によるお取引について

当社では、お客さまの自らの責任と判断に基づき、自らの資金により、自らの口座でお取引を行っていただくことを前提としております。また、代理人制度（未成年口座における親権者または成年後見人等）のお手続きを行ったお客さまを除いて、第三者による代理人としてのお取引は認められておりません。

最終的な判断は口座名義人自身が行い、口座名義人の資金で、自らの口座でお取引を行うことをご理解ください。

敬具